

アメリカのバイリンガル教育に関する研究：カリフォルニア州における日本語バイリンガル教育の事例を中心に

藤井，みずほ

九州大学大学院人間環境学府発達・社会システム専攻：修士課程2年

<https://doi.org/10.15017/7364816>

出版情報：国際教育文化研究. 2, pp.57-68, 2002-03-30. Comparative and International Education, Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



アメリカのバイリンガル教育に関する研究

ーカリフォルニア州における日本語バイリンガル教育の事例を中心にー

藤井 みずほ

1. はじめに

多人種・多民族・多言語社会化が進んでいるアメリカでは、2020年には民族別人口構成は劇的に変化するとされ、ヒスパニック、アジア系、黒人を中心とした非白人の数は、今の2倍以上に増大し、2025年には白人の数を上まわるとされている⁽¹⁾。このような「茶色化 (the Browning of America)」現象が避けられないアメリカでは、多様化するマイノリティの中でも、近年、特に LEP (Limited English Proficient: 英語能力が不十分である) の子どもたちが増加傾向にあり 300 万人以上 (2000 年度) いると推計⁽²⁾されている。彼らにとってホスト社会アメリカでの「共通語」である英語の習得が「学校教育そして経済的社会的成功へのいたる道」⁽³⁾である一方で、滞在年数が長期化するにつれ日常会話には不自由なくなるが、教科学習にはついていけないという問題の指摘から、カミンズ (Cummins, 1984) の「第二言語の習得理論」⁽⁴⁾によると、母語教育が不可欠とされている。

こうした事態に対応するため、アメリカでは 1968 年に「バイリンガル教育法 (Bilingual Education Act)」が施行され、それ以来、マイノリティの子どもたちの母語を使って教育を施すバイリンガル教育が、アメリカ全土にわたって繰り広げられている。例えばマイノリティ言語を話す子どもたちの影響が大きいテキサス州やフロリダ州では、バイリンガル教育が強力な支持を受けている⁽⁵⁾。また、クリントン政権下におけるアメリカ教育省のリチャード・W・ライリー (Richard W. Riley) 前教育長官は、マイノリティ言語の生徒が英語を学びながら母国語の能力を維持できるようにするため、また英語を母国語とする生徒たちに外国語を学ぶ機会を十分に与えるために、二カ国語集中教育計画を承認した⁽⁶⁾。

このように現在のアメリカ社会全体が、多元主義、多文化主義的方向性を目指し、言語マイノリティの母語を補償するバイリンガル教育の推進、という流れに向かっているのに対し、カリフォルニア州はそれとは対立し、あえて「逆行的」な取り組みが展開されている。同州では、2000 年国勢調査によるとヒスパニック系の人口が州全体の 32.4 %⁽⁷⁾にあたり、さらに現在、学齢人口で英語以外の言語を家庭言語とする子どもが、すでに 24.9 %であり全体の約 4 分の 1 に達している⁽⁸⁾。このような状況をふまえて、これまで同州では、様々な種類のバイリンガル教育が積極的に施行されていたものの、州法の修正法案第 227 号 (Proposition 227) - 公立

学校におけるバイリンガル教育の廃止（以下、『提案 227』）に関する住民投票が 1998 年に実施され、賛成多数で可決した。この『提案 227』が可決した背景には、相次いで可決された同化主義的政策⁽⁹⁾が根底にあっただけでなく、増加する移民による人口動態の変化が可決においてさらに拍車をかけたとされている。カリフォルニア州では移民の増加に伴い、学齢人口におけるヒスパニック系の増加現象が続いており、その数は 1995 年に白人系の割合を上まわって以来、着実にのびている⁽¹⁰⁾。このことは今後のカリフォルニア州における全人口において、ますますヒスパニック系の割合が増加することを意味しており、それに伴う多文化・多言語化現象を主流文化存立に対する脅威とみなす白人中流階級の危機感を強めたとされている。このような反移民感情の攻撃的とされた公立学校におけるバイリンガル教育の廃止は、当時の全米に大きな波紋を投げかけた。

しかし『提案 227』可決後、カリフォルニア州において完全にバイリンガル教育が廃止になったのか、というそうではない。この法のもとでは、生徒の親・保護者からの棄権申請があれば、連邦政府の公民権法による教育機会の平等条項に抵触しないようプログラムを提供する義務が各学区・学校に課されていたことから、ランバージャーら (Rumberger, R., & Gandara, P., 2000)⁽¹¹⁾の調査によると、バイリンガル教育が存続していることが確認されている。

ところが筆者が 2001 年に実施したバイリンガル教育の実施に関する調査⁽¹²⁾によると LEP/NEP (Non English Proficient: 英語能力が備わっていない) 児童に対して、なんらかのバイリンガル教育を実施している学校のうち、64.4 %が学習において LEP/NEP 児童の母語を使用しない「サブマージョン型⁽¹³⁾」のプログラムを施行していることが明らかとなった。このことから『提案 227』可決後、バイリンガル教育を実施している場合でも、そのプログラムは同化主義的なものが多く、実質的にバイリンガル教育廃止の状況に近い形態であることが確認された。

そこで本研究では、『提案 227』可決後という状況にも関わらず、あえて存続しているバイリンガル教育のプログラム、特にここでは数の上では少ないが多言語主義を目指しているプログラムの一事例をケース・スタディとしてとりあげ、その実態を分析・考察する。これらを通して、バイリンガル教育が廃止されている中にも関わらず、その存続を可能としている要因やその理由などを明らかにすることを目的とする。さらにこれらの見解を述べることで、今後のカリフォルニア州におけるバイリンガル教育の動向を示唆していきたい。

2. ウィリアム・R・デ・アビラ (William. R De Avila) 小学校の実態

2. 1 調査対象と方法

調査対象は、カリフォルニア州におけるサンフランシスコのウィリアム・R・デ・アビラ (William. R De Avila) 小学校という一小学校をケース・スタディとしてあげる。この小学校では非常に特徴的な日本語バイリンガル教育を実施している、ということで選定理由とした。

調査方法は、2001 年 10 月 4 日に筆者が学校訪問し、バイリンガル教育のプログラムで、日本語の授業を担当している日本人教師とのインタビューや、校内、教室の見学などを行った。

また、訪問の際、入手できたバイリンガル教育に関するパンフレットや、学校が公開しているホームページなどの情報⁽¹⁴⁾を参考として、この小学校におけるバイリンガル教育のプログラムの分析を総括的、かつ多面的に行っている。

2. 2 学校概要

1926年に設立されたこの学校は、サンフランシスコのダウンタウンの中に位置し、在籍児童数341人(2000年度)の平均的規模の小学校である⁽¹⁵⁾。またLEPおよびNEP児童の在籍率は24.3%であり、サンフランシスコの公立小学校(K-5のみ)のLEP/NEP児童の在籍率の平均が43.5%⁽¹⁶⁾であることから、この学校におけるLEP/NEP児童数は比較的少ないといえる。また、児童の民族的割合については、最も多いのが黒人系で36.1%、続いて中国系の20.5%となっており、日系(日本人)は9.1%となっている。統計でみるサンフランシスコの公立小学校における日系(日本人)児童の平均的割合が1.0%であることから、比較的日系(日本人)児童の在籍者数が多いといえよう⁽¹⁷⁾。

2. 3 日本語バイリンガル・バイカルチュラルプログラム

ウィリアム・R・デ・アビラ小学校では、2000年の秋から中国語バイリンガルクラス、英語発展クラスなどの選択プログラムに加えて、「日本語バイリンガル・バイカルチュラルプログラム(Japanese Bilingual-Bicultural Program, 以下JBBP)」を行っている点が非常に特徴的である⁽¹⁸⁾。

(1) 歴史的背景

ウィリアム・R・デ・アビラ小学校で行われているJBBPは、日本語と日本文化の学習を伴ったコア・カリキュラムで実施されており、サンフランシスコ学校教育局の公的オールタナティブプログラムの一つである。

元来、JBBPは、日系アメリカ人コミュニティを保護し、その歴史的遺産や日本語、日本文化を次世代の子どもたちのために維持、発展させていくことを目的として、サンフランシスコ学校教育局が1973年に実施し始めたのが最初である。これには、カリフォルニア州における歴史的事情が大きく関わっている。

20世紀初頭、カリフォルニア州では外国人土地所有法が成立したことによって、外国人の多くはその所有していた土地のほとんどを略奪され、市民権を否定された。このような略奪行為は日系アメリカ人においても決して例外ではなく、政治的経済的に孤立へと追いやられたのである。最初にアメリカの地で生まれた日系移民は、市民としての選挙権を得ることができたものの、第二次世界大戦中には、日系というその民族性だけで強制キャンプに収容され、日本の言語や文化、歴史を教えることの全てを禁止された。やがて戦争は終わり、そこに収容されていた人たちが大人になると、かつて学ぶことができなかった母国である日本の文化・習慣の復興を求めたのである。彼らは日本語や日本文化を否定された環境の中で成長してきたため、日本についての知識はほとんどなかったが、自分の子どもや孫たちには、それらを教えてやっ

てほしい、との強い要請から、サンフランシスコ学校教育局は、この JBBP を立ち上げたのである。

このように、カリフォルニア州における歴史的出来事が大きく反映して、コミュニティ文化の復興を求める強い要求に繋がり、それに行政側が直接対応していく事業の一環として、この JBBP は開始されたのである。言い換えるならば、このプログラムは日系人の強制収容によって、日本語や日本文化の荒廃を導きざるを得なかった過去のつらい出来事から、復興する一つの手がかりとして期待を背負って設立されたと言えよう。その後、29 年間にわたり、この JBBP はサンフランシスコにおける多様性を伴った包括的な環境の中で、卓越された教育的経験を児童に施している。

ところで、調査対象校であるウィリアム・R・デ・アビラ小学校の場合、この JBBP は昨年の 2000 年から始められた。この学校自体の JBBP の歴史は非常に浅いが、このプログラムに直接、携わっている日本人教師の 3 人は皆、以前、他の学校での JBBP に 20 年以上携わっており、JBBP 開始当初から児童に指導を行ってきたベテラン教師たちである。また、彼女たちは日本で教壇に立った経験はないが、アメリカで教職の免許を取得した上に、さらに日本人の児童に対して日本の教科書を使って学習指導をする補習校においても、18 年以上働いた経験を持っている。

JBBP は、元来、日系人や日本人の児童を対象としたプログラムであったが、最近では以前に比べて参加している児童が、非常に多民族的になっている。その理由は、インタビューをした教師によると、幼いうちからネイティブの教師に習う言語教育に興味を持つ保護者が多いということと、日本人が多く在籍している学校は、一般的に学習のレベルが非常に高いので、それに伴って学校全体の成績が上がり、さらには学校の雰囲気向上することから、参加を要請する保護者も多いということであった⁽¹⁹⁾。JBBP に参加させている保護者は、アメリカの教育よりも日本の教育を支持している人が多く、この点も JBBP が受け入れられている要因の一つとして考えられるであろう、ということであった。

(2) 目的

ウィリアム・R・デ・アビラ小学校の JBBP の目的は以下の 2 つである。

①アメリカ人の児童に対して、単に外国語教育の一環として第二言語である日本語を教えるのではなく、それを活動や日本的な行事を通して指導することで、上辺だけではない真の日本語のスキルを習得させ、日本文化をより深く理解させること。

②日本人児童は、今まで習得した日本語を維持し、さらに伸長できるようにすること。

よって、この学校の JBBP は英語を母語としない少数言語の子どもたちには英語と母語を、また英語を母語とする子どもたちは英語ともう一つの言語を身につけることを目標として掲げ、二言語あるいは多言語能力の重要性を認識していることから、イングリッシュ・プラス（多言語主義）の言語的思想に基づくバイリンガル教育である。

(3) プログラムの特徴

このプログラムには、以下、2点の大きな特徴があげられている。

①日本語を母語とする教師の役割

ウィリアム・R・デ・アビラ小学校が行っている JBBP の最大の特徴は、日本語を母語とする教師たちの存在である。このプログラムを受けるにあたって、児童に対して日本語に関する事前の知識や経験などは、全く必要とされていない。なぜなら、日本語を母語とする教師は、上辺だけではない真の日本語や日本文化を基礎から指導することができるだけでなく、プログラム実施に際して、ネイティブならではの十分な配慮の行き届いた指導を行うことが可能となるからである。ウィリアム・R・デ・アビラ小学校では、このような日本語を母語とする教師に対して、敬称の意も込めて「センセイ (sensei)」と日本語で呼んでいる。児童は、この「センセイ」の存在によって初めて、本来の日本語の発音や言語形式、文化的コンテキストや言葉の持つ微妙なニュアンス、言語的礼儀作法も含んだ日本文化・日本語の全般を学ぶことができるだけでなく、それを継続的、定期的に学習することができる。

基本的に、この日本人教師である「センセイ」の3人が、二学年ずつを分担して日本語の授業を行っているが、この他にも、この小学校に在籍する日本人児童が通常の英語による教科の授業がわからない場合や、授業についていけない場合は、これらの教師がそれぞれ自分の担当学年の児童の横と一緒に授業を受けながらアシストすることもある。

このように「センセイ」の役割は、日本語、日本文化の教育活動を施すだけでなく、渡米したばかりで授業についていけない日本人児童たちを支援するアシスト的役割も併用してこなしている。

②「センセイ (sensei)」と教師の新しいチームワークモデル

一般的に JBBP を行っている多くの学校では、英語によるカリキュラムを中心とし、日本語や日本文化を教えるカリキュラムの責任は、日本語を母語とする教師に一方的に任せる傾向がある。

しかし、ウィリアム・R・デ・アビラ小学校の場合は、アメリカ人教師と「センセイ」の新しいチームワークモデルが確立されている。それは、通常のクラスを教えるアメリカ人の担任教師と「センセイ」とが、一緒になってそれぞれの学年、クラスの学習計画を立て、カリキュラムを運営していく、というものである。つまり、日本語や日本文化を教えることは、担任の教師と「センセイ」の両方がその責任を担っている。

具体的には、毎日一時間、「センセイ」が日本語による読み書き、日常会話などに焦点を当てた日本語の授業を行う。そこでは児童の個々のレベルにあったスピードで指導を行い、完全な習熟度別授業が展開されている。その理由は、言語習得に関しては非常に個人差があり、積極的な子ども、あるいは間違えても失敗を恐れない子どもの場合は、一般的に言語の習得が早いとされているからである。「センセイ」は、そのような児童に対して指導を行う一方で、習得が比較的遅いとされる児童に対しても、同時進行で指導を行っている。また、担任教師が英語による通常の授業を行う一方で、「センセイ」は同じ授業の内容を日本語で教えることもあ

る。このようなアメリカ人教師と「センセイ」の協力体制があって初めて、教室においても教室外においても、また日本語の授業外においても、そしてアメリカ人児童に限らず教師たちも、日常会話で日本語を使うことを無意識的に促進されていくのである⁽²⁰⁾。

しかし実質的には、担任を持っているアメリカ人教師は、通常の授業をこなしていくことを中心としているので、JBBPで行う日本的な学校行事活動のほとんどは、日本人の3人の「センセイ」が中心となって進めている。また、この他にもこの学校には日系アメリカ人教師もいるので、彼らも3人の日本人の「センセイ」の大きな補助的役割をこなしている。このように学校行事に関して、実質的に携わっているのは、日本人の「センセイ」と日系人教師が多いが、これらの活動に対するアメリカ人教師の理解や協力体制は、非常に整っている。

さらに、このような協力体制の中で教育活動を行うにあたって重要となってくるのは、アメリカ人の担任教師と「センセイ」との念入りな打ち合わせである。担任教師と「センセイ」が協力して授業を進めていくためにも、週に1回、授業計画を立てるためのミーティングを行っている。そして1ヶ月に1回、全ての「センセイ」と教職員が集まり、学校全体の行事やカリキュラムについての話し合いの会議を開いている。これら話し合いの中で「センセイ」とアメリカ人教師はお互いの考えを分け合い、共に授業を作り上げていくことを再確認する。学校のエデュケーション活動を活性化させているのは、この会議によるところが大きい。

また、直接教育に携わっている教師だけでなく、その他の職員（用務員、事務員など）や保護者も、「センセイ」に対して直接、質問を行ったり意見を述べる機会や場所も十分に用意されている。

（4）カリキュラム

ウィリアム・R・デ・アビラ小学校のコア・カリキュラムでは、日本人児童は第二言語である英語の習得による支援を受ける一方で、英語を母語とするアメリカ人児童は第二言語である日本語を学んでいる。そこでは文化的な活動を伴って、日本語の質的向上を促進するように計画され、社会的・知的発展を促す学校環境を作り出している。

中でもこの学校における特徴的なカリキュラムは、一日の始まりが「ラジオ体操」に全員参加することから始まる。このような日本的な独自性をもつ活動は「ラジオ体操」に限らず、「運動会」、「お月見」、「文化の日」、「お正月」、「節分」、「学芸会」、「敬老の日」、「雛祭り」、「桜祭り」、「子どもの日」などを中心に日本の伝統的な文化行事が年間を通して行われている。

例えば2000年に初めて開催された「運動会」では、入退場門も教師たちの手作りで用意し、さらに紅白のはちまきや玉入れに使用する玉など、全て保護者のボランティアによって作られ、完全に一からの手作り「運動会」であった。日本では当然のごとく行われている「運動会」も、アメリカ人の保護者にとっては、その言葉自体を初めて聞く人も多く、全く無知の状態の中で、まずは「運動会」を「organized sports activities & competition」と表現して、その行事自体について最初から事細かに説明した。その上で玉入れの玉、はちまきなどの使用法や形など丁寧に説明するという綿密なプロセスを経て、ボランティアに玉やはちまきの作成を依頼したのである。よって、アメリカ人にとって初めて目にするはちまきや玉の形は家庭によって様々で、あ

まり統一感はないものの、個性があり味わいのあるものができた、ということであった。

また、日本の「運動会」が「ラジオ体操」で始まり、「ラジオ体操」で終わるように、それと全く同じ形式で行ったところ、アメリカ人の保護者たちに好評で、「ラジオ体操」が終わった後は、歓声や感激の声でやまなかったという。日本の小学校では日常茶飯事に行われている全員整列も、アメリカの学校ではまず行うことはないので、整列させるだけでも一苦勞であったようだ。

この運動会では、児童の保護者だけでなく、地域の人々、日系コミュニティの人々、老人ホームに入居している高齢者、幼稚園入園前の子どもたちを招待した。さらに「運動会」という聞き慣れない学校行事に、興味を感じてやってきた他校の児童・生徒なども合わせると、子どもだけで 100 人以上の見学者が駆けつけたという。

(5) コミュニティ・保護者の参加

ウィリアム・R・デ・アビラ小学校では、地域とのつながりが強く、日系アメリカ人のコミュニティはもちろんのこと、サンフランシスコにおける他のコミュニティとのつながりも、このプログラムの成功に大きく貢献している。

このプログラムで学習したものは、地域の高齢者や幼稚園児・保育園児に対して発表する機会を通して積極的に紹介され、世代を越えた活動へとつなげている。さらに「花見」、「子どもの日」、「お正月」などの文化的活動にも地域の人々を招待し、共に活動的な行事に参加することで、そのつながりをさらに強固なものとしている。

このように教師、「センセイ」、保護者、児童、コミュニティの人々が一緒になって教室という枠を越えて活動し、地域を活性化することは、様々な種類の民族的・文化的背景を持つ子どもたちの多様性を包含することにもつながり、さらには児童の自尊感情を涵養し、高めていくとされている。

また JBBP において、学校活動や計画の質、多様性を維持するためにも、保護者の強力な参加、ボランティアは必要不可欠な存在となっている。ウィリアム・R・デ・アビラ小学校では、年間を通じてマンパワーを必要とする行事が数多く組まれているのも、保護者の参加が必要な理由の一つである。

保護者は、行事が行われる現場で積極的にボランティアとして参加するだけでなく、家庭においても「運動会」に使用するはちまきや玉入れの玉を作ったりなど、何時間にも及ぶボランティア活動を行っている。これらの地道かつ活動的役割がこなされて初めて、充実したカリキュラムとなるのである。また、この学校における全ての保護者は、伝統的で日本的な特別プログラムの行事に参加することに非常に熱心であり、サンフランシスコにおいて、さらに多くの JBBP プログラムが他の学校でも受け入れられるように支援するため、その資金集めにも積極的に携わっている。

このように、ウィリアム・R・デ・アビラ小学校の保護者たちが、学校に対して非常に協力的であり、JBBP にも強く賛同している人が多いのも、勤勉かつ優秀な日本人児童による積極的な影響を期待しているところが大きい。この学校の「センセイ」によると、一般的に日本人

の児童が優秀とされる要因は、渡米している日本人児童の保護者は、比較的高学歴である場合が多く、教育にも非常に熱心であるため、家庭教育も行き届いており、さらに学校や教育に対する確固たる考えを持っている場合が多いからであろう、ということであった。実際、このような日本人児童に刺激を受けるアメリカ人児童が多く、学校全体のレベルが上がっているのが現状である。

また、ここでの保護者は、日本人ばかりでなく、両親のどちらかが日系人、あるいは日本人である場合も多い。さらに、アメリカ人である父親が日本の企業で働いており、父親が日本語が話せることから、この学校の JBBP で自分の子どもにも日本語を学ばせたい、との希望から通わせている家庭もあるようだ。このような保護者においても、学校行事に対して非常に協力的で積極的な傾向がある。

（６）児童の状況

幼いうちから、第二言語を勉強している児童は、比較的学力が高いという⁽²¹⁾。インタビューを受けた教師によると、幼いうちに第二言語を学ぶことで、脳に刺激を与え、それが良い影響となって表に出てくるからであろう、ということであるが、ウィリアム・R・デ・アピラ小学校においても、それは例外ではないようである。そのことは、また、この小学校における日本人の児童が勉強熱心で優秀なため、他のアメリカ人の子どもたちにも良い刺激となっていることも一因であろう。

ところで、この学校における児童の日本語能力は様々であるが、一般的に幼稚園から JBBP に参加しているアメリカ人の子どもたちは、家では全く日本語を使わず、学校でのみ日本語を学習しているにも関わらず、入学してから卒業する５年生までに、ひらがな、カタカナ、簡単な漢字、簡単な日常会話などは習得する。その表れとして、2000 年度に行われたサンフランシスコのバイリンガルスピーチコンテストでは、この学校の子どもたちが日本語部門で賞を総なめするという成績を残した。これによって連邦教育局から多大な補助金が支給されることが決定し、この資金を使ってコンピューターをさらに増やし、インターネットを充実させ、この学校に在籍していた児童で日本に帰国した子どもたちとの文通や交流を深めていきたい、とのことであった。

ここで習得した日本文化に対する知識や日本語能力は、児童が生きていく上での単なるスキルとなるだけではなく、サンフランシスコにおける日系以外のコミュニティに対しても、その文化を正しく理解する際に、大いに役に立つと考えられている。

３．おわりに

カリフォルニア州では、法的には公立学校におけるバイリンガル教育は廃止されているものの、実際にはケース・スタディとしてあげたような学校も存在している。本研究ではあえてカリフォルニア州では少数派となってしまった多言語主義に基づくプログラムを実施している学校の様子をとりあげてきたが、このような学校は、現在のカリフォルニア州の現状ではほんの

一部にすぎない。

しかし、このような特徴的なバイリンガル教育を取り入れている学校は、児童の保護者をはじめとして地域のコミュニティの人々からも大きな支持を受けて着実に進歩している。それは単に言語や文化を通した学習活動を行っているだけでなく、それらを通して得ることができる「付加価値」的な効果、つまり本研究でとりあげた学校に関して言えば、日本人児童が他のアメリカ人児童らに与える積極的な影響（学習意欲の向上やその刺激）やエトスの高まりなどを期待して、実施しているところもある。こうした事例からも考えられるように、同化主義的な政策が次々と展開されているカリフォルニア州の中で、バイリンガル教育が今後も存続していくためには、バイリンガル教育が言語の多元性を積極的に奨励し推進する、単なる言語的・文化的な教育として機能していくだけでなく、その実施を通して児童の学習活動や学校環境全体においても積極的な面が得られる「付加価値」的な効果までもが問われるのではないだろうか。ケース・スタディとしてあげた学校による積極的な取り組みは、今後のカリフォルニア州のバイリンガル教育において、その真価を問う一つの「試金石」となりえるであろう。

今回の調査では、日本人児童の勤勉さや学力における優秀さが肯定的にとらえられていることで、それが結果として「付加価値」的な効果をもたらし、バイリンガル教育の支持、存続を可能とさせている状況が明らかとなった。このことは、バイリンガル教育に直接携わっている教師から得た回答によって明らかとなった事実である。ただし、日本人教師からしか話を聞くことができなかったので、インタビューで得た回答は、若干の偏向が存在していた可能性も否定できない。よって、このような効果は全ての言語におけるバイリンガル教育について伴うものではない、ということをあえてことわっておく。バイリンガル教育によって日本語以外の他の言語が与える効果については、今後、さらなる調査が必要であると思われる。

-
- (1) 本名信行、「アメリカの多言語問題－イングリッシュ・オンリーとイングリッシュ・プラスの運動から」三浦信孝 編『多言語主義とは何か』、藤原書店、1997、p.55。
 - (2) ジョージ W. ブッシュ（George W. Bush）大統領の就任の際、教育に関する国家的役割について述べた文書「NO CHILD LEFT BEHIND」より。
 - (3) Sandra McKay, "Weighing Educational Alternative," in *Language Diversity: Problem or Resource?*, eds. Sandra McKay and Sauling C. Wong (Boston, MA: Heinle & Hienle, 1988), p.347.
 - (4) 教科教育に必要とされる言語能力は、母語と第二言語とが密接に結びついて発達してい

- く、という理論である (Cummins, J., *Bilingualism and Special Education: Issues in Assessment and Pedagogy*, San Diego, College Hill, 1984, p.133.)。
- (5) アン・C・ルイス, 「米国の教育における多様性」『*Education in the United States: The Pre-University Years*』国務省国際情報プログラム室の電子ジャーナル 2000 年 6 月号
「Diversity in U.S. Education」の邦訳 (在日米国大使館, <http://usembassy.state.gov/posts/ja1/>)。
- (6) アン・C・ルイス, 同上書。
- (7) 10 年前の 1990 年国勢調査によると、カリフォルニア州におけるヒスパニック系の人口は全体の 25.8 %であったにもかかわらず、2000 年の最新の調査では 32.4 %にまで増加している (U.S. Census Bureau, *1990 Census, 2000 Census*, <http://www.census.gov/prod/2001pubs/>)。
- (8) カリフォルニア州教育省の調べによると、2001 年度では約 151 万人の児童・生徒が存在するとしており、全児童・生徒の約 4 分の 1 (24.9 %) に相当した。そのうち実に 83.4 % がスペイン語を第一言語とする生徒であり、続いてベトナム語 2.5 %となっている。カリフォルニア州全体では 55 種類の言語が存在するとされている (California Department of Education Educational Demographics Unit, *Number of English Learners in California Public School, by Language and Grade Ranked by Total 2000-2001*, <http://www.cde.ca.gov/>)。
- (9) カリフォルニア州では 86 年に英語を州の公用語と定める法律が成立し、さらに 94 年には非法移民に対する教育・医療サービスの規制を求める修正法案第 187 号が、96 年にはアファーマティブ・アクション (マイノリティ優遇措置) の禁止を求める修正法案第 209 号が、相次いで可決された。
- (10) 2000 年度では白人系 35.9 %であったのに対し、ヒスパニック系 43.2 %となっている (U.S. Census Bureau, <http://www.census.gov/>, California Department of Education Educational Demographics Unit, *Statewide Enrollment in California Pubic School by Ethnic Group, 2000-2001*, <http://www.cde.ca.gov/>)。
- (11) Rumberger, R., & Gandara, P., *The Schooling of English Learners*, in Burr, E., Hayward. G., & Kirst, M. (eds.), *Crucial Issues in California Education*, Berkley & Stanford: University of California and Stanford University, 2000.
- (12) 2001 年 9 ~ 10 月に、カリフォルニア州におけるロサンゼルスとサンフランシスコの 2 都市の全公立小学校 526 校を対象として、バイリンガル教育実施に関するアンケート調査を行い、そのうち 97 校から有効回答を得た (回収率 18.4 %)。
- (13) LEP 生徒を普通学級の英語のみの環境に「浸す (submerge)」ものであり、そこでは子どもの言語習得は原則として自然に起きるという観点から、LEP 生徒に対する特別な教育的措置は制度的には講じられず、マジョリティ生徒と同様の教育が施される。また、基本的には LEP 生徒を同化 (assimilation) することを目標としており、一般に言われている「溺れなければ泳げ (sink or swim)」という教育方法である。
- (14) 収集資料「The Japanese Bilingual Bicultural Program at De Avila Elementary」と開設されているホームページ (<http://www.jbbp.bigstep.com>) に記載されている資料を参考とした。
- (15) サンフランシスコ公立小学校 (K-5) における平均児童数は 366 人である (*School Site List*

& Summary CBEDS Snapshot, October 2000, <http://orb.sfusd.k12.ca.us/profile/prfl-104.htm>).

- (16) 同上アドレス参考。サンフランシスコの公立小学校 (K-5) における全児童数は 25,639 人のうち LEP/NEP 児童数は 11,160 人とされている。
- (17) San Francisco Unified School District, 2001-2001 School Accountability Report Card, S.F.U.S.D. School Profiles 2000-2001 (Fall 2000) Elementary School Operation K-5 Summary, <http://orb.sfusd.k12.ca.us/profile/prfl-104.htm>.
- (18) 2001 年度からは、中国系の児童数の減少もあり、中国語のバイリンガルクラスは廃止されている (筆者が行ったインタビューより)。
- (19) サンフランシスコでは教育委員会に越境申請書を提出すれば、越境通学が認められている。
- (20) 訪問の際の教室見学では、アメリカ人教師による簡単な日本語のあいさつを何度か受けた。このようにアメリカ人教師の中には、日本語を話せる教師もいるが、話せない教師もいるとのことであった。
- (21) 筆者がインタビューした教師によると、サンフランシスコ全体で毎年行われる統一試験の結果は、第二言語を教えている学校が一般的に非常に成績が良い傾向にある、とのことであった。

Bilingual Education in the U.S.A.

: A Case Study of Japanese Bilingual Education in the State of California

Mizuho FUJII

It will be “the Browning of America”, because there will be a dynamic change in the ethnic make up in 2020 in the United States. Especially, the numbers of Hispanic, Asian and Black-American population will double the present figures. Because of this, the existence of limited-English-proficient (LEP) student is one of the biggest problems because of bilingual education; there are more than three million LEP students in 2000.

Since “Bilingual Education Act” in 1968 was settled, a numerous interpretation of bilingual education were implemented all over the states. But in State of California, *Proposition 227*, a ballot initiative approved in June 1998, eliminated all native-language instruction and bilingual education in public school in a state with 40 percent of the nation’s LEP student. The future of bilingual education is suddenly in doubt.

After elimination of bilingual education in California, however, some of bilingual education continued under special circumstances. For example, if there is a student who wants to attend a bilingual school, he/she must submit documents to school border in order to opt out of the *proposition 227*.

The author’s objective of this paper is to analyze a case study of Japanese Bilingual Education in an elementary school in a State of California. The paper explores: 1) why the school that the author picks up as a case study of bilingual education in this paper, William. R De Avilla Elementary School, continues in bilingual education against *Proposition 227*; 2) a path for the future generations which need bilingual education in California based on the findings of 1).

William. R De Avilla Elementary School has a Japanese Bilingual-Bicultural Program (JBBP). JBBP has five characteristics.

1. It is a historical product
2. A *Sensei* (Teacher) plays an important role
3. A variety of school activities are developed including the activities related to Japanese cultural events
4. Positive participation of students’ parents and communities are involved
5. It is generating a positive influence on students’ attitudes and school ethos

The school that has very characteristic programs is one of the cases in bilingual education in California. The study found, however, that it was the diligent nature and high academic standard of Japanese student that attracted the support for the introduction of Japanese bilingual education in the school, rather than the content of the bilingual education itself. This implies that it is essential for a bilingual education to provide the additional educational effects to the students and schools, if it were to be valued and sustained in the future. In other words, a bilingual education is expected not only to be a language teaching scheme, but also to serve as a strong instrument in improving an over all school learning environment.